

○狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する規則

平成 23 年 9 月 28 日

規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、私立幼稚園又は幼稚園類似施設(以下「私立幼稚園等」という。)に就園している園児の保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児教育の振興に資するため、本市が当該保護者に対して行う補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)のうち、同法第 2 条第 2 項に規定する私立学校をいう。
- (2) 幼稚園類似施設 幼稚園に準じた教育を行う施設であつて、市長が認めたものをいう。
- (3) 園児 狭山市に住所を有する満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で私立幼稚園等に就園しているものをいう。
- (4) 保護者 園児の就園している私立幼稚園等に保育料等を納入する義務を有する者(里親及び児童養護施設を除く。)をいう。
- (5) 里親 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親をいう。
- (6) 児童養護施設 児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設をいう。
- (7) 保育料等 私立幼稚園等の入園料及び保育料をいう。

(一部改正〔平成 24 年規則 39 号〕)

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる場合の保護者とする。

- (1) 私立幼稚園に就園している園児の保護者の属する世帯が、別表第 1 項の表又は第 2 項の表に規定する世帯の区分に該当する場合
 - (2) 私立幼稚園に 3 箇月以上就園している園児及びその保護者が本市に 3 箇月以上住所を有する場合で、当該保護者の属する世帯が前号の規定に該当しない場合
 - (3) 幼稚園類似施設に 3 箇月以上就園している園児及びその保護者が、本市に 3 箇月以上住所を有する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、里親又は児童養護施設(以下「里親等」という。)に養育されている園児に係る補助金の交付の対象者は、次のとおりとする。
- (1) 保育料等を保護者が支払う場合の、次に掲げる保護者
 - ア 私立幼稚園に就園している園児の保護者の属する世帯が、別表第 1 項の表又は第 2 項の表に規定する世帯の区分に該当する場合の保護者
 - イ 私立幼稚園に 3 箇月以上就園し、かつ、本市に 3 箇月以上住所を有する園児の保護者の属する世帯がアの規定に該当しない場合の保護者
 - ウ 園児が、幼稚園類似施設に 3 箇月以上就園し、かつ、本市に 3 箇月以上住所を有する場合の保護者
 - (2) 保育料等を里親等が支払う場合の、次に掲げる里親等
 - ア 私立幼稚園に就園している園児を一つの世帯とし、当該世帯が、別表第 1 項の表又は第 2

項の表に規定する世帯の区分に該当する場合の里親等

イ 私立幼稚園に3箇月以上就園し、かつ、本市に3箇月以上住所を有する園児を一つの世帯とし、当該世帯がアの規定に該当しない場合の里親等

ウ 園児が、幼稚園類似施設に3箇月以上就園し、かつ、本市に3箇月以上住所を有する場合の里親等

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 前条第1項第1号又は第2項第1号ア若しくは第2号アに該当する場合は、別表第1項の表又は第2項の表に規定する世帯の区分に応じた額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、年度の途中において次に掲げる場合となったときは、別表第7項に規定する算式により算定した額(100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。

ア 私立幼稚園に入園した園児について、前条第1項第1号又は第2項第1号ア若しくは第2号アのいずれかの規定に該当することとなったとき。

イ 他の市区町村から転入した私立幼稚園に就園している園児について、前条第1項第1号又は第2項第1号ア若しくは第2号アのいずれかの規定に該当することとなったとき。

ウ 前条第1項第1号又は第2項第1号アに該当する世帯に属する保護者の園児が退園又は転出したとき。

エ 前条第2項第2号アに該当する園児が退園又は転出したとき。

(3) 前2号の規定にかかわらず、前条第1項第1号又は第2項第1号ア若しくは第2号アに該当する場で、支払う保育料等の額が前2号に規定する額を下回る場合は、当該支払う保育料等の額とする。

(4) 前条第1項第2号若しくは第3号又は第2項第1号イ若しくはウ若しくは第2号イ若しくはウに該当する場合は、当該園児1人につき年額1万8千円とする。

(一部改正〔平成28年規則43号〕)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、当該年度の市町村民税の課税(非課税)証明書、特別徴収税額の決定通知書(写)又は納税通知書(写)を添付するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯にあつては、課税(非課税)証明書は福祉事務所長の証明書をもってこれに代えることができる。

3 前項に規定する添付書類は、市長において当市における市町村民税の課税等の状況を確認することについて保護者が承諾した場合は、これを省略することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、第3条第2項第2号の里親等が申請をする場合は、第2項に規定する書類に代えて、里親等へ委託又は入所していることを証明する児童相談所(児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。)の長の証明書及び保育料等の負担者を明らかにする里親等の証明書を添付するものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、交付

の決定を行ったときは様式第 2 号の狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付決定通知書により、不交付の決定を行ったときは様式第 3 号の狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金不交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(一部改正〔平成 26 年規則 15 号〕)

(補助金の交付)

第 7 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者の申出があるときは、園児が就園している私立幼稚園等に対して補助金を交付することができる。

(交付の申請内容の変更)

第 8 条 交付決定者は、第 5 条第 1 項の申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合には、内容を審査し、補助金の額に変更があるときは、様式第 4 号の狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付変更決定通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

(一部改正〔平成 26 年規則 15 号〕)

(交付の決定の取消し等)

第 9 条 市長は、交付決定者又は私立幼稚園等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定後に、第 3 条の規定に該当しない者となったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第 10 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付に係る証拠書類及び関係書類を備え、かつ、当該補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 25 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する規則の規定は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 25 年 6 月 13 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する規則の規定は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 26 年 6 月 12 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する規則の規定は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 9 日規則第 28 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 17 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する規則の規定は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 28 年 6 月 27 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狭山市私立幼稚園等就園奨励費補助金に関する規則の規定は、平成 28 年度の補助金から適用する。

別表(第 3 条、第 4 条関係)

(一部改正 [平成 24 年規則 39 号・25 年 29 号・26 年 15 号・28 号・27 年 24 号・28 年 43 号])

1 階層区分ごとの補助金額

区分		補助 対象 経費	補助金の額(年額)		
			第 1 子(区分 5 又 は 6 の世帯につ いては、小学校 3 年生以下の兄・ 姉を有していな い第 2 子以降を 含む。)	第 2 子(区分 5 又 は 6 の世帯につ いては、小学校 3 年生以下の就園 し、又は就学し ている兄・姉を 1 人有している第 2 子に限る。)	第 3 子以降(区分 5 又は 6 の世帯 については、小 学校 3 年生以下 の就園し、又は 就学している 兄・姉を 2 人以 上有している第 3 子以降に限 る。)
1	生活保護法の規定による保 護を受けている世帯	保育 料等 の合 計額	308,000 円	308,000 円	308,000 円
2	当該年度に納付すべき市町 村民税が非課税となる世帯		272,000 円	290,000 円	308,000 円
3	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割が非課税と なる世帯				
4	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が次 の式で計算した額以下の世 帯 34,500 円 + (1) + (2) (1) 16 歳未満の扶養親族 の数 × 21,300 円 (2) 16 歳以上 19 歳未満の 扶養親族の数 × 11,100 円		115,200 円	211,000 円	308,000 円
5	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が次 の式で計算した額以下の世		62,200 円	185,000 円	308,000 円

	帯 171,600円+(1)+(2) (1) 16歳未満の扶養親族 の数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の 扶養親族の数×7,200円				
6	上記区分以外の世帯		—	154,000円	308,000円

2 ひとり親世帯等の特例

区分		補助 対象 経費	補助金の額(年額)	
			第1子	第2子以降
1	当該年度に納付すべき市町 村民税が非課税となる世帯	保育 料等 の合 計額	308,000円	308,000円
2	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割が非課税と なる世帯		308,000円	308,000円
3	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が次 の式で計算した額以下の世 帯 34,500円+(1)+(2) (1) 16歳未満の扶養親族 の数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の 扶養親族の数×11,100円		217,000円	308,000円

3 世帯構成員(居住を別にする者であっても、経済的に一体性があると認められる場合は同一世帯の構成員とみなす。)である父、母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のうち2人以上に所得がある場合は、その全ての者の所得割課税額を合算する。

4 第1項の表において「小学校3年生」とは、当該年度に9歳に達する児童をいう。

5 第1項の表において「就園」とは、第1号から第5号までに掲げる施設への通園又は通所及び第6号に掲げる支援を利用することをいう。

- (1) 幼稚園
- (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部
- (3) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- (4) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- (6) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援

6 第2項において「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。

- (1) ひとり親世帯
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯
- (3) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者のいる世帯
- (4) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた世帯

7 第4条第2号に該当する園児に係る補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める算式により算定した額とする。

- (1) 当該年度に入園料を支払っている場合 第1項の表又は第2項の表の該当する補助金の額
×(保育料の支払い月数+3)÷15
- (2) 当該年度に入園料を支払っていない場合 第1項の表又は第2項の表の該当する補助金の
額×保育料の支払い月数÷12